EIOPA がソルベンシー II の 2020 年レビ ューに関する意見を EC に提出(10) -助言内容(保険保証制度等)-

常務取締役 保険研究部 研究理事

中村 亮一 ヘルスケアリサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1―はじめに

EIOPA (欧州保険年金監督局) が 2020 年 12 月 17 日に、EC (欧州委員会) にソルベンシーⅡ レ ビューに関する意見を提出したと公表1した。このテーマに関しての最初のレポートでは、この EIOPA の意見書の全体概要と、Insurance Europe 及び AMICE の意見表明、さらに保険業界とは異なるス タンスからの批判的な意見を有する欧州議会議員の意見の内容を報告した。また、このシリーズの 2 回目のレポートから、EIOPA の意見書の中の助言内容について報告しており、これまで、「長期保証 (LTG) 措置及び株式リスクに関する措置」、「技術的準備金」、「自己資本」、「SCR (ソルベンシー資 本要件)」、「MCR(最低資本要件)」、「報告と開示」、「比例性」、「グループ監督」、「マクロプルーデン ス政策等」及び「再建及び破綻処理」について報告してきた。

今回のレポートでは、EIOPA の意見書の中の助言内容のうち、「保険保証制度」及び「その他のト ピック」について報告するとともに、このシリーズの報告のまとめを述べておく。

2—EIOPA の意見書からの助言—保険保証制度

いくつかの EU 加盟国は、保険会社が破産した場合に保険契約者を保護するためのメカニズムを有 している。これらには通常、別の保険契約を購入したり、支払能力のある保険会社に保険契約を譲渡 したりできる金銭的補償が含まれる。

ただし、再建と破綻処理のメカニズムと同様に、一部の国にスキームがどんなものであれ、まった くない場合、国境を越えたビジネスの失敗に対処しようとすると EIOPA に問題を引き起こすスキー ムのパッチワークがある。

ソルベンシーⅡは破綻がゼロの制度ではなく、EIOPAは、欧州の保険セクターは、銀行や投資ファ ンドが有しているのと同様の基準を持つべきだ、と考えている。EIOPAは、消費者を保護するための

¹ https://www.eiopa.europa.eu/content/solvency-ii-review-balanced-update-challenging-times_en

スキームが満たすべき一連の原則を定義し、各国がそれらを満たしているかどうかを評価する。なお、 各国が本格的なスキームを開発するための移行期間も設定している。

1 全体概要

EIOPA は、国家保険保証制度(IGS)又は保険契約者と全体としての金融の安定性のために調和し た機能の最小セットを満たす必要がある代替メカニズムの欧州ネットワークを導入することを提案し ている。

特に、EIOPA は、IGS 又は代替メカニズムは、保険契約者を保護し、補償を支払い、及び/又は 保険契約の継続を確保することを主な目的として行動すべきであると考えている。

それらの地理的範囲は、母国原則に基づくべきであり、調和した最小範囲で EU レベルで合意され た特定の生命保険及び損害保険に関係する必要がある。

IGS 又は代替メカニズムは、保険会社による事前の拠出に基づいて資金を調達する必要があり、資 金不足の場合は事後の資金調達の取り決めによって補完される可能性がある。適切な保護措置を条件 として、純粋な事後資金調達モデルが潜在的に機能する可能性がある特定の状況に関連して、さらな る作業が必要となる。

加盟国にある程度の柔軟性を確保するために、EIOPAは、意見書で提案されている調和のとれた機 能の最小セットの完全な実装の前に、移行段階を設けることを推奨している。この段階では、加盟国 が本格的なIGS 又は EIOPA の意見に記載されている調和した機能の最小限のセットを全て満たす代 替メカニズムに移行する間、他のメカニズムを利用することが許可される。加盟国内で確立されたこ れらのメカニズムは、EIOPAの意見に記載されている全ての調和した機能を満たしていないにもかか わらず、保険契約者保護の追加レイヤーを提供する。

13. 保険保証制度

13.1. EU レベルでの国家 IGSs の調和の必要性

- 13.1 EIOPA は、保険が破綻した場合に保険契約者を保護するために、全ての加盟国が国家 IGSs を設 置する必要があると考えている。国家 IGSs は、調和した機能の最小セットを満たし、適切な資金 を提供する必要がある。
- 13.2 スキームの正確な構造は、加盟国の裁量に任されるべきである。れは、別個の国家 IGS である 場合もあれば、調和した最小要件を満たしている場合に同様の結果をもたらすメカニズムである場 合もある。 簡単にするために、EIOPA はこの意見全体で IGSs 又は保険契約者保護スキームという 用語を使用する。ただし、これには、破綻した場合に保険契約者を保護するという同じ目的を追求 し、IGSsと同様の結果を達成する代替メカニズムが含まれると理解する必要がある。
- 13.3 EIOPA は、再建と破綻処理というより広い文脈の中で、国家 IGSs の調和を検討するよう勧告し ている。EIOPAは、(再)保険会社のための国内の再建と破綻処理の枠組みの調和を求めている。

13.2. 最小限の調和した原則

13.2.1. IGS の役割と機能

13.4 EIOPA は、IGS を、保険契約者を保護することを主な目的とするメカニズムとして設定する必 要があることを勧告している。これは、次の方法で実現できる。

- i)保険会社が支払不能になった場合、保険契約者及び受益者の損失に対して迅速に補償を支払う。及 び/又は
- ii) 保険契約の継続を確保する(例えば、ポートフォリオの譲渡に資金を提供又は促進するか、ポー トフォリオを引き継いで管理することによって)。

EIOPAは、両方が保険契約者を保護するという主要な目的を満たしていることを考えると、両方の 機能が同等に有効であると見なす。1つ又は他の機能の使用は、IGSの設計方法や特定の状況など、 いくつかの側面に依存する場合がある。後者に関しては、例えば、保険契約の継続は、保険契約者の 保護を確保するためにより有益かもしれない。これは、例えば、保険契約の継続が別の保険会社への ポートフォリオの移転を促進する場合に発生する可能性がある。

EIOPA によって提案された IGS の全ての調和された機能は、IGS 機能(つまり、補償と継続)に 関係なく適用されるべきである。ただし、これら2つの機能のそれぞれの特定の機能によって、運用 上の適用が異なる場合がある。

13.2.2. 地理的範囲

- 13.5 EIOPA は、国家 IGSs の地理的範囲は、母国原則に基づいて調和させる必要があると勧告してい る。
- 13.6 EIOPA は、母国アプローチを運用するためのいくつかの方法を特定及び評価し、様々なオプシ ョンと、それらに関連する長所と短所を考え出した。
- ・オプション1:母国は、受入国の規則に従って受入国の保険契約者に支払う
- ・オプション2:母国は、母国の規則に従って、受入国の保険契約者に支払う。
- ·オプション 3: 母国は、EU レベルで合意された全ての事業分野について、EU が調和した最低の補 償範囲レベルを保険契約者に支払う。必要に応じて、受入国の IGS を補充する。
- ·オプション4: 母国は、受入国によって決定された全ての事業分野について、EU が調和した最低の 補償範囲レベルを保険契約者に支払う。必要に応じて、受入国の IGS を補充する。
- ・オプション 5: 母国は、受入国の補償範囲レベルで支払われる受入国の強制保険を含む、EU レベ ルで合意された事業ラインの最低 EU で調和された補償範囲レベルを保険契約者に支払う。必要に 応じて、受入国の IGS は、 EU レベルで合意された非強制的なビジネスラインを補充する。
- 13.7提示された5つのオプション全てが母国アプローチの原則を運用するために実行可能であると考 えられる場合でも、EIOPAは、保険監督に適用される母国の管理原則とのバランスの取れた一貫性 に到達できることを考えると、オプション5を可能な妥協案と見なしている。

13.2.3. 適格な契約

13.8 EIOPA は、各国の IGSs が特定の生命保険及び特定の損害保険をカバーする必要があると勧告し ている。

最小限の調和の提案は以下をカバーする必要がある。

- i) 保険会社の破綻が保険契約者及び受益者に多大な財政的又は社会的困難をもたらす可能性がある 場合の請求関連の保護(例えば、火災保険、傷害保険、賠償責任、受益者が自然人である場合の保 証商品、疾病及びその他の財産への損害)
- ii) 契約関連の保護(例えば、健康、貯蓄、及びソルベンシーⅡに該当する生命保険会社による職業

年金を含む生命保険など)。

未経過保険料はカバーされるべきではない。

13.9 加盟国は、EU レベルでカバーされ、ソルベンシーⅡ指令によって提供される事業ラインに対応 する、国レベルで商業化された契約を識別する柔軟性を備えている必要がある。加盟国は、その管 轄区域に関連する他の事業分野にも適用範囲を拡大することができる。

13.2.4. 適格な請求者

- 13.10 EIOPA は、国内 IGSs は、自然人及び小規模の法人(即ち、保険契約者及び受益者)を対象と するべきであると勧告している。小規模法人の意味は、欧州委員会によって定義されたものである。
- 13.11 保険契約者がスキームの対象外の会社(中小企業や大規模企業など)である場合でも、関連す る受益者又は第三者は、IGS の補償を請求する権利を有する必要がある(労働災害、飛行機墜落事 故など)。
- 13.12 さらに、EIOPA は、破綻した保険会社に密接に関係する人物(取締役会や破綻した保険会社の マネージャーなど)を補償範囲から除外するための制限を導入するよう勧告している。

13.2.5. 補償範囲レベル

- 13.13 EIOPA は、請求者に最低限の調和のとれた補償範囲レベルを導入するよう勧告している。補償 範囲レベルは、IGSs の資金調達コストを念頭に置きながら、保険契約者と受益者がかなりの財政 的又は社会的困難にさらされないように設定する必要がある。
- 13.14 これを達成するために、加盟国は、社会的困難に関連する選択された適格な契約について、一 定額の最大 100%(例:100.000 ユーロ)を保証する必要がある。この EUR の金額を超えて、カ バレッジレベルのパーセンテージキャップを検討する必要がある。量を決定するための定量分析は 行われていない。補償範囲レベルの持続可能性を判断するには、影響評価が必要になる。
- 13.15 他の契約については、パーセンテージキャップに関する最大補償範囲が適用される可能性があ る。
- 13.16 適格な保険契約について、控除額も定義する必要がある。
- 13.17 母国原則の運用化に関連するオプション 5 で提案された妥協案に沿って、強制保険契約を検討 することができる。
- 13.18 加盟国は、その管轄区域の補償範囲レベルを上げることができる。

13.2.6. 資金調達

- 13.19 EIOPA は、加盟国が IGSs が潜在的な責任を決定するための適切なシステムを整備しているこ とを確認する必要があると勧告している。IGSs の利用可能な経済的手段は、それらの負債に比例 する必要がある。
- 13.20 EIOPA は、IGSs は保険会社による事前の拠出に基づいて資金を調達すべきであり、資本不足 の場合には事後の資金調達の取り決めによって補完されるべきであると考えている。適切な保護措 置を条件として、純粋な事後資金調達モデルが潜在的に機能する可能性がある特定の状況に関連し て、さらなる作業が必要となる。
- 13.21 IGSs の資金調達の適切な目標レベルは、国内市場の特異性を考慮して、加盟国全体で定義する 必要がある。この目標レベルには、業界に大きな混乱をもたらすことなく目標レベルを達成できる

ように、適切な移行期間を伴う必要がある。

13.22 さらに、EIOPAは、業界に過大な負担をかけるリスクを軽減するために、個々の保険会社又は 業界全体から IGSs への年間拠出額に上限を導入することを検討することを勧告している。

13.2.7. 開示

- 13.23 EIOPAは、IGSsの存在と、そのような制度の下での補償を受ける権利を管理する規則につい て、消費者と保険契約者に適切で明確かつ包括的な開示を行うための要件を確立するよう勧告して いる。
- 13.24 開示要件は、保険会社と国家 IGSs の両方に適用する必要がある。
- 13.25 開示要件は比例的であり、マーケティングツールとして使用されるべきではない。
- 13.26 開示要件は、PRIIP 規則の第8条(3)(e)に規定されている要件に従う必要があるが、これに 限定されない。

13.2.8. 国境を越えた協力と調整

- 13.27 EIOPA は、国家 IGSs 間で国境を越えた協力と調整の取り決めを確立するよう勧告している。 これには、他の IGSs に代わって情報を交換し、国レベルで補償請求を処理するための取り決めも 含める必要がある。
- 13.28 EIOPA 規則の第 21 条(1)に定められた原則に従い、EIOPA は、EU 全体でこれらの国境を 越えた取り決めの整合的で一貫した機能を確保する上で主導的な役割を果たすべきである。

13.2.9. コア原則と移行フェーズ

- 13.29 背景分析の表 13.5 で報告されているコア原則は、EIOPA の意見で提案されている調和された 機能の提案された最小セットに関して、IGSs 及び代替メカニズムが準拠することが期待される共 通の機能である。
- 13.30 加盟国にある程度の柔軟性を確保するために、EIOPA は、意見で提案された調和された機能の 最小セットの完全な実装の前に、適切な収束ペースを確保しながら、提案された調和した特徴への 包括的なコンプライアンスを可能にするために十分な長さの移行段階が先行すべきであると勧告し ている。それによって、
- ・この期間中、加盟国は、EIOPA の意見に記載されている調和した機能の最小限のセットを全て満た す、本格的なIGS 又は代替メカニズムに移行するが、他のメカニズムを利用することは認められる。 加盟国内で確立されたこれらのメカニズムは、EIOPA の意見に記載されている全ての調和した機能 を満たしていないにもかかわらず、保険契約者保護の追加レイヤーを提供する。
- ・「最終段階」では、EIOPA の意見に記載されている調和した基準の最小セットを全て満たす、加盟 国内で確立された本格的な IGS 又は代替メカニズムを用意する必要がある。
- 13.31 移行段階の開始時に、EIOPA は監督当局から情報を収集し、調和した機能に対するメカニズム の準拠の程度を評価する必要がある。EIOPA は、移行段階の最後に全ての調和された機能のコンプ ライアンスを評価し、この評価の結果を委員会に報告する必要がある。

13.2.10. レビュー条項

13.1EIOPA は、調和された機能の妥当性のレビューを実施する必要がある。これは、調和のとれた枠 組みが有効になった後、少なくとも5年毎に行う必要がある。

3—EIOPA の意見書からの助言—レビューの他のトピック

13 レビューの他のトピック

ソルベンシーⅡ指令に含まれる暫定規定の継続的な適切性のレビューは、変更の提案をもたらさな かった。

ソルベンシーⅡ指令のフィット・アンド・プロパー要件に関して、EIOPA は、取締役会メンバーの 適切性の継続的な監督における監督当局の役割を明確にし、適格株主が適切でない場合に有効な権限 を持つべきであると提案している。監督者が共通の見解に到達できない場合に支援するための共同評 価及び EIOPA の権限の使用の可能性を提供することにより、複雑な国境を越えたケースにおける妥 当性評価の効率と強度を高めるために、さらなる助言が提供される。

14. レビューの他のトピック

14.1. その他の移行措置

- 14.1 EIOPA は、ソルベンシーⅡ指令の第 308b(15)条の移行規定を、加盟国が 2022 年 12 月 31 日 までに使用しなくなるため、移行措置はもはや意味がないことを考慮して、変更しないように勧告 している。
- 14.2 移行措置を変更せずに維持しても、ソルベンシーⅡ指令と IORPII 指令の間の定量的要件の相違 は解決されない。EIOPA は、現時点では、調和のとれたソルベンシールールを IORP に導入すべ きではないと勧告している。 部門間の一貫性を強化し、規制裁定取引の防止と平等な競争条件の促 進に貢献するために、EIOPA は、IORPs のリスク評価と透明性のための共通のフレームワークで IORP II 指令を強化するという意見を繰り返す。

14.2. フィット・アンド・プロパー要件

AMSBメンバー又は他の重要な機能を持つ人の継続的な評価に関連して

- 14.3 EIOPA は、ソルベンシーII 指令を次のように修正することを提案している。
- ・第30条の第2項
- 「第1項に基づく財務監督には、保険及び再保険会社の事業全体に関して、コミュニティレベルで採 択された規定に基づいて、母国加盟国で定められた規則又は慣行に従った、ガバナンスシステム、 ソルベンシー状態、技術的準備金の設定、資産及び適格自己資本の検証が含まれるものとする。」
- ・第36条のパラグラフ2(a)
- 「第 IV 章のセクション 2 に記載されている、フィット・アンド・プロパー要件、及びリスクとソル ベンシーの自己評価を含むガバナンスシステム」
- · 第 42 条第 3 項
- 「保険及び再保険会社は、第1項及び第2項で言及されている人物のいずれかが、第1項で言及され ている要件を満たさなくなった場合、又はその理由で交代した場合、監督当局に通知するものとす る。」
- 第42条に新しい段落を追加する。
- 「会社を効果的に運営するか、又は他の重要な機能を有する者が第1項に定められた要件を満たさな い場合、監督当局はそのような者をその地位から解任する権限を有するものとする。」

適格株主の継続的な評価に関連して

- 14.4 EIOPA は、ソルベンシーⅡ指令を次のように修正することを提案している。
- 第19条の第3項を修正する。

「監督当局は、保険及び再保険会社、その適格株主、及び保険及び再保険会社が条件(..)へのコン プライアンスを監視するために必要な情報を提供するために密接な関係にあるその他の自然人又は 法人を要求するものとする。」・

・第24条の第1項第2文を修正する。

「これらの当局は、(…。)の場合、承認を拒否するか、第62条に従って撤回するものとする。」

・第25条のタイトルと最初の文を修正する。

承認の拒否又は撤回

承認を拒否又は撤回する決定は、完全な理由を述べ、関係する会社に通知されるものとする。

- 第62条の最初の文のパラグラフ1を次のように修正する。
- 「(...。) 第 57 条で言及されている者が行使する影響力が、保険又は再保険会社の健全かつ慎重な管 理に反する可能性がある場合、母国加盟国 (...。) の監督当局が保持され、求められ、又は強化さ れる (...)。 そのような措置は、例えば (...) 又は認可の撤回から構成される可能性がある。」
- 14.5 この意見に従った場合、CRD の第 22 条から第 27 条は、一貫性を保つために修正される可能性 がある。
- 14.6 EIOPA は、ソルベンシーⅡ指令を次のように修正することを提案している。
- 第26条の第3項に次の2つのパラグラフを追加する。

「複数の監督当局に相談する必要がある場合、承認が求められている又は最初に承認された母国加盟 国の監督当局から関係する監督当局によって共同評価が要求される場合がある。母国の加盟国の監 督当局は、最終決定を下す際に共同評価の結論を検討するものとする。」

第26条の第3項に次のパラグラフを追加する。

「第1項で言及されている監督当局は、この問題を EIOPA に照会することができる。 EIOPA はまた、 規則 (EU) No 1094/2010 によって付与された権限に従って、客観的な理由に基づいて独自のイ ニシアチブで行動する場合がある。

規則 (EU) No 1094/2010 の第 16 条に従い、EIOPA は関係する監督当局に勧告を発行する場 合がある。関係する監督当局が2ヶ月以内にその勧告に従わない場合、関係する他の監督当局の懸念 に対処するために取った、又は取る予定の措置を含む理由を記載しなければならない。

EIOPA はこれらのステップを評価し、それらが十分かつ適切であるかどうかを判断するものとする。 それらが適切であるとみなされない場合、EIOPA はそれらの理由及び提案されたステップとともにそ の勧告を公表するものとする。」

4―まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA の意見書の中の助言内容のうち、「保険保証制度」及び「その 他のトピック」について報告してきた。

EIOPAは、再建及び破綻処理の枠組みに基づいて、全ての国が最低限の調和された基準を満たす「保 険保証制度(IGS)」を有することが必要であると考えている。この制度により、保険会社が支払不能 になった場合に、補償金を支払ったり、保険契約の継続を保証することにより、保険契約差を保護す ることが求められる。この制度は、保険会社の事前拠出によって資金提供され、不足が発生した場合 には保険会社が資金を補填すべき、としている。ただし、本格的な制度導入までの移行期間も設定し ている。EIOPAの会長は、ソルベンシーⅡは破綻ゼロの制度ではないことから、会社の破綻時に消費 者を保護する制度が必要であり、銀行や投資ファンドが有しているのと同様の基準を持つべきである と述べている。

これらの提案に対しては、欧州の保険業界団体の Insurance Europe からは、①現在実施されてい る IGS は欧州全体で大きく異なっているが、一般的には現地の状況や法律でうまく機能しており、IGS の要件と法的構造は、引き続き加盟国によって決定されるべき、②ソルベンシーⅡが適切に調整及び 適用されていることを確認し、監督当局や破綻処理当局間の協力と調整に焦点を当てるべき、との意 見が述べられてきている。

5-シリーズのまとめ

これまでのこのシリーズの 10 回のレポートで、ソルベンシーⅡのレビューに関する EIOPA の意見 書の中からの助言内容を紹介してきた。これらに対しては、以前の保険年金フォーカス「ソルベンシ ーⅡの 2020 年レビューを巡る動向-欧州委員会の市中協議文書とそれへの保険業界団体等の反応-」 (2020.12.2) において報告したように、引き続き保険業界団体等から、各種の意見が表明されてきて いる。特に、Insurance Europe は、2021年2月25日に、「ソルベンシーⅡの適切なレビューの必要 性を強く支持するものの、過度の保守性や負担やコストの追加を生み出すことになる変更に対しては 反対する」という、これまでのスタンスを繰り返したペーパーである「Solvency II review – Dos and Don'ts (ソルベンシーⅡレビューーすべきこととすべきでないこと」を公表している²。

昨今の長期間にわたる低金利環境の継続や不安定な金融市場、さらには COVID-19 の感染拡大等の 環境下で、これらの関係者のスタンスの差異等を踏まえて、まずは、欧州委員会が第3四半期に想定 されている改定内容の決定までに、どのような判断を行っていくのかが注目されていくことになる。

さらに、その後、欧州委員会の提案は、検討のために欧州議会や欧州理事会に渡されて、議論が行 われていくことになる。

このようなプロセスを経て、実際に変更が実施されるまでには、数年かかることになる。

ソルベンシーⅡのレビューは、国際的なソルベンシー規制や日本における新たなソルベンシー規制 の検討の上においても、大変参考になる極めて重要な意味合いを有しているものであることから、今 後の動向については、引き続き注視していくこととしたい。

以上

² https://www.insuranceeurope.eu/solvency-ii-review-dos-and-don-ts

